

令和7年第4回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和7年11月

目 次

議案第 1 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 1 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 2 (健康福祉部地域包括ケア推進課)
議案第 1 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 3 (都市交通部都市計画課)
議案第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 4 (都市交通部都市整備課)
議案第 1 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 5 (教育委員会生涯学習部生涯学習課)
議案第 1 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 7 (教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)
議案第 1 2 3 号	請負契約の締結について…………… 8 (都市交通部区画整理課)
議案第 1 2 4 号	請負契約の変更について…………… 1 0 (地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)
議案第 1 2 5 号	請負契約の変更について…………… 1 2 (地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

議案第 1 2 6 号	請負契約の変更について……………	1 3
	(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)	
議案第 1 2 7 号	請負契約の変更について……………	1 4
	(都市交通部都市整備課)	
議案第 1 2 8 号	請負契約の変更について……………	1 5
	(都市交通部都市整備課)	
議案第 1 2 9 号	請負契約の変更について……………	1 6
	(都市交通部都市整備課)	
議案第 1 3 0 号	請負契約の変更について……………	1 7
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第 1 3 1 号	請負契約の変更について……………	1 9
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第 1 3 2 号	職員の給与に関する条例等の一部改正について……	2 1
	(総務部職員課)	
議案第 1 3 3 号	職員の旅費に関する条例等の一部改正について……	2 5
	(総務部職員課)	
議案第 1 3 4 号	東広島市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する条例の一部改正 について……………	2 9
	(総務部 D X 推進チーム)	

議案第 1 3 5 号	東広島市手数料条例の一部改正について…………… 3 1 (財務部財政課)
議案第 1 3 6 号	東広島市地域センター条例の一部改正について…… 3 3 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 3 7 号	東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条 例の一部改正について…………… 3 5 (生活環境部生活衛生課)
議案第 1 3 8 号	東広島市保育所設置及び管理条例及び東広島市 認定こども園設置及び管理条例の一部改正につ いて…………… 3 7 (こども未来部保育課)
議案第 1 3 9 号	東広島市火入れに関する条例の一部改正につい て…………… 3 8 (産業部農林水産課)
議案第 1 4 0 号	東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理 条例の一部改正について…………… 3 9 (産業部ブランド推進課)
議案第 1 4 1 号	東広島市空家等の適切な管理に関する条例の一 部改正について…………… 4 0 (建設部住宅課)
議案第 1 4 2 号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例の一部改正について…………… 4 1 (都市交通部都市計画課)

議案第 1 4 3 号	東広島市都市公園条例の一部改正について…………… 4 3 (都市交通部都市整備課)
議案第 1 4 4 号	東広島市火災予防条例の一部改正について…………… 4 5 (消防局予防課)
議案第 1 4 5 号	東広島市使用料条例の一部改正について…………… 4 7 (教育委員会学校教育部教育総務課)

議案第 1 1 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市河戸地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市河戸地域センター	草が城の里・河戸自治協議会 会長 向井 康博	東広島市河内町河戸 8 0 2 番地 1

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 1 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

小田老人集会所の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
小田老人集会所	自治組織「共和の郷・ おだ」 会長 小早川 正治	東広島市河内町小田 2 1 8 2 番地

- (2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 1 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市交通部都市計画課)

1 提案の理由

東広島市白市交流会館の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市白市交流会館	白市景観形成委員会 会長 大多和 孝	東広島市高屋町白市 1 1 3 2 番地 3

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 120 号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市交通部都市整備課)

1 提案の理由

東広島運動公園の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島運動公園	アクアパーク東広島スポーツパートナーズ 代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志 構成員 特定非営利活動法人ポラーノ 理事長 松村 公市 株式会社ユニサス 代表取締役 松村 晋也	東京都品川区東品川四丁目10番1号

- (2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 2 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 提案の理由

東広島市立図書館及び東広島市高屋情報ラウンジの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市立中央図書館	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山田 智治	東京都調布市調布ヶ丘 三丁目 6 番地 3
東広島市立サンスクエア児童青少年図書館		
東広島市立高屋図書館		
東広島市立黒瀬図書館		
東広島市立福富図書館		
東広島市立豊栄図書館		
東広島市立河内こども図書館		
東広島市立安芸津図書館		
東広島市高屋情報ラウンジ		

- (2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 2 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市河内パークゴルフ場の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市河内パークゴルフ場	こうち交流促進施設運営協議会 理事長 小山 眞二	東広島市河内町小田 4 1 3 2 番地 1

- (2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 1 2 3 号

請負契約の締結について

(都市交通部区画整理課)

1 提案の理由

令和 7 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（ 7 - 1 ）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町飯田及び原並びに八本松南二丁目

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア 道路改良

(ア) 橋梁工

歩道橋新設 橋長 2 9 . 1 メートル 1 基

(イ) 舗装工

車道舗装工 4 , 4 8 4 平方メートル

歩道舗装工 2 , 2 9 2 平方メートル

イ 整地工

(ア) 地盤改良工 一式

(イ) 宅地擁壁工

ブロック積擁壁 7 9 7 平方メートル

L 型擁壁 2 6 9 メートル

ウ 雨水管渠^{きよ}

(ア) ボックスカルバート

幅 3 . 5 メートル

高さ 1 . 5 メートル

延長 1 1 6 . 9 メートル

(イ) 雨水管

直径 250ミリメートル～400ミリメートル

延長 98.6メートル

(ウ) マンホール 4箇所

エ 污水管渠

(ア) 污水管

直径 200ミリメートル

延長 77.0メートル

(イ) マンホール 3箇所

(3) 契約金額

8億960万円

(4) 契約の相手方

大建・後藤組特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条町寺家7644番地1

株式会社大建

代表取締役 大 田 孝 志

構 成 員 東広島市西条町御薊宇2530番地の5

株式会社後藤組

代表取締役 尾 中 正 士

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和10年6月30日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 4 号

請負契約の変更について

(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

1 変更の理由

令和 6 年 1 2 月 1 9 日議決第 1 2 4 号により議決を経た令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（建築）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
1 1 億 9, 3 5 0 万円	1 2 億 3 1 7 万 8, 9 0 0 円	9 6 7 万 8, 9 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町杵原

(2) 契約の相手方

大之木・ケーシーエル特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条中央五丁目 4 番 2 0 号

大之木建設株式会社 東広島支店

東広島支店長 松 野 仁

構 成 員 東広島市西条中央六丁目 3 1 番 3 8 号

株式会社ケーシーエル

代表取締役 崎 島 寿 則

(3) 工期

令和 6 年 1 2 月 2 0 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 5 号

請負契約の変更について

(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

1 変更の理由

令和 6 年 1 2 月 1 9 日議決第 1 2 5 号により議決を経た令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（電気）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
2 億 8, 1 6 0 万円	2 億 8, 4 9 1 万 8, 7 0 0 円	3 3 1 万 8, 7 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町杵原

(2) 契約の相手方

東広島市西条昭和町 5 番 1 0 号

西条電気株式会社

代表取締役 正 原 孝 司

(3) 工期

令和 6 年 1 2 月 2 0 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 6 号

請負契約の変更について

(地域振興部地域づくり推進課・こども未来部保育課)

1 変更の理由

令和 6 年 1 2 月 1 9 日議決第 1 2 6 号により議決を経た令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設新築工事（機械）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
2 億 5, 6 3 0 万円	2 億 6, 0 0 0 万 3, 7 0 0 円	3 7 0 万 3, 7 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町杵原

(2) 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目 4 1 4 番 3

ダン環境設備株式会社 東広島営業所

所長 富 原 彰

(3) 工期

令和 6 年 1 2 月 2 0 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 7 号

請負契約の変更について

(都市交通部都市整備課)

1 変更の理由

令和 6 年 9 月 1 9 日議決第 9 7 号により議決を経た令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（建築）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
4 億 3, 5 3 3 万 6, 0 0 0 円	4 億 5, 7 3 5 万 1, 4 0 0 円	2, 2 0 1 万 5, 4 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町田口

(2) 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目 2 番 4 8 号

平原建設株式会社

代表取締役 大 武 麻吏那

(3) 工期

令和 6 年 9 月 2 0 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 8 号

請負契約の変更について

(都市交通部都市整備課)

1 変更の理由

令和 6 年 9 月 1 9 日議決第 9 8 号により議決を経た令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（電気）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
4 億 2, 5 1 5 万円	4 億 5, 3 8 9 万 5, 2 0 0 円	2, 8 7 4 万 5, 2 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町田口

(2) 契約の相手方

広島市東区二葉の里一丁目 1 番 4 2 号

日本電設工業株式会社 中国支店

支店長 松 井 研 二

(3) 工期

令和 6 年 9 月 2 0 日から令和 8 年 4 月 3 0 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 9 号

請負契約の変更について

(都市交通部都市整備課)

1 変更の理由

令和 6 年 9 月 1 9 日議決第 9 9 号により議決を経た令和 6 年度公園整備事業東広島運動公園体育館等改修工事（機械）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
5 億 8, 9 6 0 万円	5 億 9, 4 9 4 万 1, 6 0 0 円	5 3 4 万 1, 6 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町田口

(2) 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目 4 1 4 番 3

ダン環境設備株式会社 東広島営業所

所長 富 原 彰

(3) 工期

令和 6 年 9 月 2 0 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 3 0 号

請負契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 変更の理由

令和 6 年 9 月 1 9 日議決第 1 1 3 号により議決を経た令和 6 年度小学校施設整備事業御藺宇小学校増築及び改修工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
1 8 億 2, 9 3 0 万円	1 8 億 4, 8 6 0 万 2, 8 0 0 円	1, 9 3 0 万 2, 8 0 0 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町御藺宇

(2) 契約の相手方

増岡組・西条電気特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区鶴見町 4 番 2 5 号

株式会社増岡組 広島本店

取締役副社長本店長 迫 清 孝

構 成 員 東広島市西条昭和町 5 番 1 0 号

西条電気株式会社

代表取締役 正 原 孝 司

(3) 工期

令和 6 年 9 月 2 0 日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 131 号

請負契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 変更の理由

令和 6 年 6 月 27 日議決第 68 号により議決を経た令和 6 年度小学校施設整備事業川上小学校長寿命化改良及び増築工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
44 億 9,900 万円	45 億 2,947 万 1,100 円	3,047 万 1,100 円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松飯田五丁目

(2) 契約の相手方

広成・砂原・上垣特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市東区上大須賀町 1-1

広成建設株式会社

代表取締役社長 金 岡 裕 之

構 成 員 広島市中区平野町 1-16

株式会社砂原組

代表取締役 砂 原 傑

構 成 員 東広島市西条町田口 1437 番地

株式会社上垣組

代表取締役 上 垣 健

(3) 工期

令和 6 年 6 月 28 日から令和 9 年 3 月 5 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 3 2 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の職員の給与の改定を行うとともに、当該一般職の職員の給与の改定に合わせて市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の期末手当の支給率等の改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 給料

ア 行政職給料表及び消防職給料表について、最大 6.7 パーセントの割合で給料月額を引き上げる。（第 1 条関係）

イ 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の給料表について、最大 4.32 パーセントの割合で給料月額を引き上げる。（第 1 条関係）

ウ 一般職の任期付職員のうち高度の専門的な知識経験又は優れた識見が必要とされる業務に従事させる職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料表について、最大 3.42 パーセントの割合で給料月額を引き上げる。（第 5 条関係）

(2) 期末手当

ア 令和 7 年 1 2 月に一般職の職員並びに市議会議員及び市長等に支給する期末手当の支給率を次のように引き上げる。（第 1 条、第 3 条、第 5 条関係）

区 分	現 行	改 正
一般職員	1.25 月分	1.275 月分
定年前再任用短時間勤務職員等	0.7 月分	0.725 月分
市議会議員及び市長等	2.3 月分	2.35 月分
特定任期付職員	0.95 月分	0.975 月分

イ 令和８年度以後に一般職の職員並びに市議会議員及び市長等に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。（第２条、第４条、第６条関係）

区 分	支給月	令和７年度	令和８年度以後
一般職員	６月	１．２５月分	１．２６２５月分
	１２月	１．２７５月分	
定年前再任用短時間勤務職員等	６月	０．７月分	０．７１２５月分
	１２月	０．７２５月分	
市議会議員及び市長等	６月	２．３月分	２．３２５月分
	１２月	２．３５月分	
特定任期付職員	６月	０．９５月分	０．９６２５月分
	１２月	０．９７５月分	

(3) 勤勉手当

ア 令和７年１２月に一般職の職員に支給する勤勉手当の支給率を次のように引き上げる。（第１条、第５条関係）

区 分	現 行	改 正
一般職員	１．０５月分	１．０７５月分
定年前再任用短時間勤務職員等	０．５月分	０．５２５月分
特定任期付職員	０．８７５月分	０．９月分

イ 令和８年度以後に一般職の職員に支給する勤勉手当の支給率を次のように改定する。（第２条、第６条関係）

区 分	支給月	令和７年度	令和８年度以後
一般職員	６月	１．０５月分	１．０６２５月分
	１２月	１．０７５月分	
定年前再任用短時間勤務職員等	６月	０．５月分	０．５１２５月分
	１２月	０．５２５月分	
特定任期付職員	６月	０．８７５月分	０．８８７５月分
	１２月	０．９月分	

(4) 初任給調整手当（第１条関係）

医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員に支給する初任給調整手当を次のように引き上げる。

現 行	改 正
５万１，６００円	５万２，１００円

(5) 通勤手当

ア 通勤のために自動車等を使用することを常例とする職員に対して自動車等の使用距離に応じて支給する通勤手当を次のように引き上げる。（第１条関係）

区 分	現 行	改 正
片道３５キロメートル以上 ４０キロメートル未満	２万３,０００円	２万４,４００円
片道４０キロメートル以上 ４５キロメートル未満	２万３,３００円	２万６,１００円
片道４５キロメートル以上 ５０キロメートル未満	２万３,６００円	２万７,８００円
片道５０キロメートル以上 ５５キロメートル未満	２万３,９００円	２万９,５００円
片道５５キロメートル以上 ６０キロメートル未満	２万４,２００円	３万１,２００円
片道６０キロメートル以上	２万４,５００円	３万２,９００円

イ 通勤のために有料の駐車場を利用することを常例とする職員に対して支給する通勤手当の上限額を次のように引き上げる。（第２条関係）

現 行	改 正
４,０００円	５,０００円

３ 施行期日等

(１) 施行期日

ア 給料表並びに令和７年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定等 公布の日

イ 令和８年度以後に支給する期末手当及び勤勉手当に関する規定等 令和８年４月１日

(２) 経過措置

ア 給料表並びに令和７年度に支給する期末手当（市議会議員及び市長等に係るものを除く。）及び勤勉手当に関する規定等は、令和７年４月１日から適用する。

イ 令和７年度に市議会議員及び市長等に支給する期末手当に関する規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（根拠法令）

地方自治法

第２０３条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特種勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 1 3 3 号

職員の旅費に関する条例等の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に合わせて、一般職の職員の旅費の改定等を行うとともに、当該一般職の職員の旅費の改定に合わせて特別職の職員等の費用弁償及び旅費の改定その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 旅費の支給（第 1 条関係）

ア 常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、職員の住所、居所その他旅行命令権者が認める場所からの出張に係る旅費を支給する。

イ 市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、支払うことができる。

(2) 旅費の計算、種目及び内容（第 1 条関係）

ア 鉄道賃

(ア) 特別急行料金の支給について、片道 1 0 0 キロメートル以上の場合に限り支給することとしていた距離制限を廃止する。

(イ) 公務のため特に必要とする運賃等に付随する費用を支給することとする。

イ 船賃

公務のため特に必要とする運賃等に付随する費用を支給することとする。

ウ 航空賃

公務のため特に必要とする運賃等に付随する費用を支給することとする。

エ その他の交通費

鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用として、現行の定額により支給する車賃から実費により支給する内容に変更する。

オ 宿泊費

旅行中の宿泊に要する費用として、現行の定額により支給する宿泊料から宿泊費基準額を上限として、実費により支給する内容に変更する。

カ 包括宿泊費

移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として、アからエまでの交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限として、実費により支給する。

キ 宿泊手当

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、現行の定額により支給する日当から1夜当たりの定額により支給する内容に変更する。

ク 転居費

赴任に伴う転居に要する費用として、現行の定額により支給する移転料から実費により支給する内容に変更する。

ケ 着後滞在費

赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、現行の定額により支給する着後手当から5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給する内容に変更する。

コ 家族移転費

赴任に伴う職員と生計を一にする家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。）の移転に要する費用として、現行の扶養親族に限り支給する扶養親族移転料から家族1人ごとに、職員がその移転するものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額を支給する内容に変更する。

(3) 旅費の返納（第1条関係）

ア 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

イ 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受

けた場合には、市長は、アの返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後に旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第203条

- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第296条の4 前2条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。一略

—

消防組織法

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

地方公務員法

第 2 4 条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 1 3 4 号

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部改正について

(総務部 D X 推進チーム)

1 改正の理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務（以下「住登外者情報管理事務」という。）を個人番号を独自に利用する事務（以下「独自利用事務」という。）として追加するとともに、特定個人情報の利用範囲及び提供に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人番号の利用範囲（別表第 1 関係）

市長及び教育委員会における住登外者情報管理事務を独自利用事務として追加する。

(2) 市の執行機関が保有する特定個人情報の利用範囲（別表第 2 関係）

ア 特定個人番号利用事務及び独自利用事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報に住登外者宛名情報を追加する。

イ 住登外者情報管理事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報を規定する。

(3) 特定個人情報の提供（別表第 3 関係）

市長は、教育委員会が住登外者情報管理事務を処理するために必要な住登外者宛名情報の提供を求めた場合は、当該情報を提供するものとする。

3 施行期日

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日

(根拠法令)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条

- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（一略）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

一略一

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (11) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

議案第 1 3 5 号

東広島市手数料条例の一部改正について

(財務部財政課)

1 改正の理由

広島県から移譲された事務の返還に伴い当該事務に係る手数料を廃止するとともに、地方公共団体情報システムの標準化に伴う固定資産税関係の証明書の様式の統一に合わせて当該証明書の交付手数料の算定の区分の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる手数料を廃止する。(別表第 3 関係)

- ア 理容所検査手数料
- イ 温泉利用許可申請手数料
- ウ 温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- エ 興行場営業許可申請手数料
- オ 旅館業許可申請手数料
- カ 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- キ 浴場業許可申請手数料
- ク クリーニング所検査手数料
- ケ 美容所検査手数料
- コ 建築物清掃業者登録手数料
- サ 建築物空気環境測定業者登録手数料
- シ 建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料
- ス 建築物飲料水水質検査業者登録手数料
- セ 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料
- ソ 建築物排水管清掃業者登録手数料
- タ 建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料
- チ 建築物環境衛生総合管理業者登録手数料

- (2) 課税台帳（名寄帳）の交付手数料は、納税義務者ごと及び年度ごとに 1 件として額を算定する。（別表第 6 関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 生活衛生関係法令に基づく事務に係る手数料の廃止に関する規定 令和 8 年 4 月 1 日

イ 固定資産税関係の証明書の交付手数料に関する規定 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 経過措置

(1) アに掲げる規定の施行日前にされた検査等に係る手数料については、なお従前の例による。

（根拠法令）

地方自治法

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 1 3 6 号

東広島市地域センター条例の一部改正について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 改正の理由

東広島市高屋西地域センターの移転に伴い、当該地域センターの位置を変更し、及び使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 東広島市高屋西地域センターの位置を次のとおり変更する。(別表第 1 関係)

現 行	改 正
東広島市高屋町杵原 1 3 1 6 番地 1	東広島市高屋町杵原 1 2 7 6 番地

- (2) 東広島市高屋西地域センターの使用料の額を次のとおり定める。(別表第 2 関係)

区 分	1 時間までごとの額	
	3 時間までの部分	3 時間を超える部分
ホール (全面)	1, 3 5 0 円	1, 2 7 0 円
ホール (半面)	6 7 0 円	6 3 0 円
調理実習室	6 7 0 円	3 9 0 円
研修室 1	2 0 0 円	1 9 0 円
研修室 2	4 1 0 円	3 9 0 円
研修室 3	4 1 0 円	3 9 0 円
研修室 4	4 1 0 円	3 9 0 円
研修室 5	4 1 0 円	3 9 0 円
和室 1	4 1 0 円	3 9 0 円
和室 2	4 1 0 円	3 9 0 円

3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日等

- (2) 経過措置

施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 1 3 7 号

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正について

(生活環境部生活衛生課)

1 改正の要旨

広島県水道広域連合企業団の給水装置工事に係る手数料の額の改定に合わせて、専用水道及び飲料水供給施設の給水装置工事に係る手数料の額を次のとおり改定するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

(1) 設計審査手数料

メーターの 口 径	単 位	現 行	改 正
2 5 ミリメ ートル以下 のもの	1 件につき	5 0 0 円	2, 2 5 0 円
2 5 ミリメ ートルを超 えるもの	1 件につき	広島県水道広域連合企 業団水道事業の給水及 び水道用水供給事業の 供給に関する条例（以 下「企業団条例」とい う。）別表第 2 1 の例 に準じて市長が定める 額	企業団条例別表第 1 5 の例に準じて市長が定 める額

(2) 工事検査手数料

メーターの 口 径	単 位	現 行	改 正
2 5 ミリメ ートル以下 のもの	1 件につき	8 0 0 円	2, 2 5 0 円
2 5 ミリメ ートルを超 えるもの	1 件につき	企業団条例別表第 2 1 の例に準じて市長が定 める額	企業団条例別表第 1 5 の例に準じて市長が定 める額

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

施行日以後に申込みを受ける給水装置工事に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 1 3 8 号

東広島市保育所設置及び管理条例及び東広島市認定こども園設置及び管理条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

高屋中央保育所を認定こども園に移行するとともに、風早保育所を廃止しようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日等

(2) 準備行為

市長は、施行日前においても、認定こども園たかやに入園する子どもの募集、入園の手続その他認定こども園たかやの供用を開始するために必要な準備行為をすることができる。

(3) 経過措置

ア 施行日の前日において現に高屋中央保育所に入所している乳幼児（施行日において、小学校就学の始期に達するものを除く。）については、施行日において認定こども園たかやに入園したものとみなすことができる。

イ 施行日前に高屋中央保育所及び風早保育所において保育された乳幼児に係る保育料については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 1 3 9 号

東広島市火入れに関する条例の一部改正について

(産業部農林水産課)

1 改正の要旨

林野火災の予防を目的として、林野火災に関する注意報の発令中における火入れの中止について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 1 4 0 号

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例の一部改正について

(産業部ブランド推進課)

1 改正の要旨

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵のシャワー施設の利用料金の限度額を、次のとおり改定しようとするものである。

単 位	現 行	改 正
1 人につき 1 0 分までごとに	2 0 0 円	3 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 2 月 1 日

(2) 経過措置

施行日以後に許可を受けるシャワー施設の利用料金について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

議案第 1 4 1 号

東広島市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

(建設部住宅課)

1 改正の要旨

緊急安全措置の施行に必要な限度において行う立入調査に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 1 4 2 号

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について

(都市交通部都市計画課)

1 改正の理由

東広島都市計画吉川東地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（以下「建築制限」という。）を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 次の地区及び区域における建築制限を定める。（別表第 1 関係）

地 区	区 域
吉川東地区	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東広島都市計画吉川東地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

(2) 建築制限の内容（別表第 2 関係）

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（建築基準法別表第 2（る）項第 1 号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。） (2) 研究施設（前号に規定する工場に係るものに限る。） (3) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舍 (4) 前 3 号の建築物に附属するもの
容積率の最高限度	1 0 分の 2 0 とする。
建蔽率の最高限度	1 0 分の 6 とする。
建築物の敷地面積の最低限度	5 0 0 平方メートルとする。

建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、３メートル以上とする。
--------------	--

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

建築基準法

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第 1 4 3 号

東広島市都市公園条例の一部改正について

(都市交通部都市整備課)

1 改正の理由

東広島運動公園のフットサルコートの利用時間を変更するとともに、当該施設の照明灯の使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) フットサルコートの利用時間を次のとおり変更する。(別表第 2 関係)

現 行		改 正
1 月から 3 月まで、 1 1 月及び 1 2 月	午前 9 時から午後 5 時 まで	午前 9 時から午後 9 時まで
4 月から 1 0 月まで	午前 9 時から午後 6 時 まで	

(2) フットサルコートの照明灯の使用料の額を次のとおり定める。(別表第 3 関係)

単 位	区 分	使用料の額
1 時間当たり	1 面につき	6 2 0 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日等

(2) 経過措置

使用の許可及び使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例で

これを定めなければならない。－略－

都市公園法

第 18 条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（－略－）で定める。

議案第 1 4 4 号

東広島市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防課)

1 改正の理由

林野火災の予防の実効性を高めることを目的として、林野火災に関する注意報及び警報の発令等について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うおうとするものである。

2 改正の内容

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第 4 1 条関係）

火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限を廃止する。

(2) 林野火災に関する注意報（第 4 1 条の 8 関係）

ア 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。

イ アの注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。

ウ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、イの対象となる区域を指定することができることとする。

(3) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第 4 1 条の 9 関係）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。

(4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（第 8 0 条関係）

火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為にたき火を含むこととする。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 1 4 5 号

東広島市使用料条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の要旨

下黒瀬小学校屋内運動場、龍王小学校屋内運動場及び磯松中学校屋内運動場に冷暖房設備を設置することに伴い、これらの学校施設に係る使用料を次のとおり定めようとするものである。

施 設 名	学校名	使用時間	使用料
学校屋内運動場	下黒瀬小学校	1 時間につき	1, 7 0 0 円
	龍王小学校	1 時間につき	2, 3 0 0 円
	磯松中学校	1 時間につき	1, 6 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日等

(2) 経過措置

施行日以後の行政財産の使用に係る使用料の徴収は、同日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。一略一